

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公表番号】特表2011-511789(P2011-511789A)

【公表日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-015

【出願番号】特願2010-545893(P2010-545893)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/232 (2006.01)

A 6 1 P 27/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/232

A 6 1 P 27/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象へ少なくとも3か月間投与することによって、前記対象における加齢関連性網膜機能不全を治療又は予防するための組成物であって、医薬として有効な量の合成レチナール誘導体を含む、前記組成物。

【請求項2】

哺乳動物対象へ少なくとも3か月間投与することによって、前記対象におけるロドプシンの再生比率を改善するための組成物であって、医薬として有効な量の合成レチナール誘導体を含む、前記組成物。

【請求項3】

前記対象へ、少なくとも6か月間投与されるか；約2週間に1回～約6週間に1回、少なくとも6か月間投与されるか；又は約1か月に1回、約6か月～約10か月間投与される、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記合成レチナール誘導体が、国際特許出願PCT/US2005/021812号(国際公開第2006/002097号)に開示された、式I～XVIのいずれか一つの化合物である、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項5】

(a) 前記合成レチナール誘導体が、9-シス-レチニルエステル、及び/又は11-シス-レチニルエステルであり；そして

(b) 前記合成レチナール誘導体のエステル置換基が、C<sub>1</sub>-C<sub>10</sub>モノカルボン酸、又はC<sub>2</sub>-C<sub>22</sub>ポリカルボン酸のカルボキシレート基を含む、

請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記エステル置換基が、C<sub>3</sub>-C<sub>10</sub>のポリカルボン酸のカルボキシレート基を含む、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

前記合成レチナール誘導体が：9-シス-酢酸レチニル、9-シス-コハク酸レチニル

、9-シス-クエン酸レチニル、9-シス-ケトグルタル酸レチニル、9-シス-フマル酸レチニル、9-シス-リンゴ酸レチニル、及び9-シス-オキサロ酢酸レチニルから成る群から選択される、請求項5に記載の組成物。

【請求項8】

前記合成レチナール誘導体が9-シス-酢酸レチニルである、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記合成レチナール誘導体が：11-シス-酢酸レチニル、11-シス-コハク酸レチニル、11-シス-クエン酸レチニル、11-シス-ケトグルタル酸レチニル、11-シス-フマル酸レチニル、11-シス-リンゴ酸レチニル、及び11-シス-オキサロ酢酸レチニルから成る群から選択される、請求項5に記載の組成物。

【請求項10】

前記合成レチナール誘導体が11-シス-酢酸レチニルである、請求項9に記載の組成物。

【請求項11】

前記加齢関連性網膜機能不全が、1つ以上の以下の臨床症状：光への曝露後における、桿体媒介性暗順応の機能障害、暗視における機能障害、対比感度における機能障害、及び加齢関連性黄斑変性（A M D）によって明示されるか；又は、  
前記対象がヒトである、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項12】

強制給餌で投与される、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項13】

約0.01～約10mg/kg体重の用量で投与される、請求項12に記載の組成物。

【請求項14】

経口投与用に製剤化される、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項15】

前記対象の眼への投与用に製剤化される、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項16】

点眼剤、眼球内注射可能な溶液、又は眼周囲注射可能な溶液として製剤化される、請求項15に記載の組成物。

【請求項17】

前記合成レチナール誘導体が、国際特許出願PCT/US2004/007937号（国際公開第2004/082622号）に開示された、式I～XIIのいずれか一つの化合物である、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項18】

1日に1回未満投与され、そして1回あたりの投与量が有効1日投与量よりも多いか；或いは、

約1日に1回、若しくは1日おきに1回；約1週間に4回、1週間に3回、若しくは1週間に2回；又は約2、3、4、5、6、7、8、若しくは9週間ごとに1回投与される、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項19】

前記加齢関連性網膜機能不全が進行性である、請求項1又は2に記載の組成物。